

◆ 都における困難な問題を抱える女性を巡る現状を踏まえて課題を整理

- 女性相談センターが行う相談支援は、電話と来所。全体の9割以上が電話相談
- 若年女性については、都の補助事業を活用し民間団体が夜間見回りやSNSを活用した相談を提供
⇒支援を必要とする女性を早期に把握できるよう相談支援体制の強化
- 女性相談センターにおける一時保護件数及び人数は年々減少
- DV等で追及のある方と居所がない等それ以外の方と一緒に保護しているため生活に制限
(通信機器の使用制限、通勤・通学を認めない等)
- 保護期間が31日以上 of 長期期間になる方が2割弱を占める
⇒支援対象者の状態に応じた一時保護先の確保
- 保護期間が長期にわたる場合、学習への遅れや外出制限による心身への影響が懸念
- 母の心身のダメージが強い場合、養育を十分に行えない可能性
- 女性相談センターの支援は母が中心のため、児童相談所、子供家庭支援センター、教育機関との連携が必要
⇒同伴児童の学習を受ける権利の確保や養育の充実
- 一時保護等の利用者は暴力被害を受けている方や精神的な課題を抱えている方が多い
⇒被害からの回復が必要な方や精神的な課題を抱える方への支援の充実
- 婦人保護施設の入所期間が3年以上の方もいる
⇒婦人保護施設等における自立に向けた支援(生活・就労・居住支援)の充実
- 婦人相談員の在職年数は3年未満が最も多い
⇒婦人相談員等の支援に関わる人材の資質向上

➡ 上記に加え、関係機関等への調査及びヒアリングから、「民間団体・関係機関等との連携」「婦人保護施設退所後の支援」「一時保護所や婦人保護施設的环境」も含め課題を幅広く把握